◎株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案新旧対照表

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)(抄)

(附則第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

3 〔略〕 がなされた場合	 	金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものと2.前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる二.〔略〕	ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構イ〜へ 〔略〕から資産を買い取ること。	一 次に掲げる金融機関その他の者(以下「金融機関等」という。)り第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることによ (金融機関等の資産の買取りに関する業務)	改正案
3 [略]	一~五 〔略〕 する。	金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものと2(前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる二)〔略〕	イ~へ 〔略〕 から資産を買い取ること。	一次に掲げる金融機関その他の者(以下「金融機関等」という。)り第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取ることによ(金融機関等の資産の買取りに関する業務)	現行

(特定整理回収協定)

ればならない。第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなけ

「略」

二・三〔略〕

2 · 3 〔略〕

(資産の買取りの決定等)

2·3 [略]

(特定整理回収協定)

ればならない。第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなけ

[略]

会職機関等から買い取った資産については速やかな再生に努めること。 会職機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様 全融機関等から買い取った資産についてはその処分方法の多様 の二 特定協定銀行は、前条第一項第一号ニからへまでに掲げる

二·三 [略]

2·3 [略]

(資産の買取りの決定等)

の他の条件を定めなければならない。
の中込みを受けたとき若しくは同項第三号から第五号までに規定れへの参加を決定しようとするときは、次条の基準に従い、当該資札への参加を決定しようとするとき又は当該入れに係る資産の買取りを決定しようとするとき又は当該入の他の条件を定めなければならない。

2·3 [略

(課税の特例)

第七十六条 [略]

2

略

3 出がなされた場合に係るものを除く。)により不動産に関する権利 東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがな 係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合及び株式会社 構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに 実施の広告若しくは申出がなされた場合、株式会社企業再生支援機 買取り(平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産 項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産 を受けるものに限り、登録免許税を課さない の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記につ された場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申 の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の ては、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一 0 3

(課税の特例)

第七十六条 略

2 [略]

りに係る入札の実施の広告若しくは甲出がなされた場合に係るも 援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取 実施の広告若しくは申出がなされた場合及び株式会社企業再生支 買取り(平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産 免許税を課さない。 ところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録 該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定める のを除く。)により不動産に関する権利の取得をした場合には、 の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の 項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第 当 \mathcal{O}

4

略

略

○中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)(抄) (附則第七条関係)

	(傍線部分は改正部分)
改正案	現行
(中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場	(中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場
合等における対応)	合等における対応)
第四条 〔略〕	第四条 〔略〕
2 [略]	2 [略]
3 金融機関は、中小企業者であって株式会社企業再生支援機構法	3 金融機関は、中小企業者であって株式会社企業再生支援機構法
(平成二十一年法律第六十三号)第二十六条第一項に規定する対象	(平成二十一年法律第六十三号)第二十六条第一項 に規定する対
事業者であるもの又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	象事業者であるもの(以下この項において「対象事業者」という。)
法(平成二十三年法律第 号)第二十条第一項に規定する対象	に対して有する債権について、株式会社企業再生支援機構から同条
事業者であるもの(以下この項において「対象事業者」という。)	第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあった
に対して有する債権について、株式会社企業再生支援機構から株式	場合には、当該対象事業者の事業についての改善又は再生の可能性
会社企業再生支援機構法第二十六条第一項の規定により同項に規	その他の状況を勘案しつつ、できる限り、これに応ずるよう努める
定する買取申込み等の求めがあった場合又は株式会社東日本大震	ものとする。
災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援	
機構法第二十条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等	
の求めがあった場合には、当該対象事業者の事業についての改善又	
は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、これに応	
ずるよう努めるものとする。	
4 [略]	4 [略]

	第五条第一項に規定する政令で定める額」
	Ŧī.
	算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金
	計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加
	の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合
	この項において「過去事業年度」という。)の第一号に掲げる金額
	する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度(以下
	条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定
	事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二
	ら平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の
	の二十一第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日か
	15 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する第七十二条
2~14 [略]	2~14 [略]
第九条 〔略〕	第九条 〔略〕
(事業税の課税標準等の特例)	(事業税の課税標準等の特例)
附則	附則
	改正案

第二条 [略] 2・3 [略] 2・3 [略] 4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。 ー・二 [略] 三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務 (1) 設立 (2) 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 条第二項第二号に規定する設立時取締役及び同 条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 (4) 定款の変更の決議 (4) 定款の変更の決議 (5) 合併、分割及び解散の決議 (5) 合併、分割及び解散の調整に関すること。	(所掌事務の特例) 附 則	改正案
第二条 〔略〕 2・3 〔略〕 1 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務をつかさどる。 1 下二 〔略〕	(所掌事務の特例) 附 則	現